

31201

鳥取県

鳥取市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円超)	従業員 (人以上)			
過疎地域に立地する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 (資本金に応じて、500、1,000、2,000)	—	課税免除	固定資産税 (直接事業の用に供している部分 (土地・建物・機械装置))	課税初年度 から 3年度(※1)
鳥取県から地域経済牽引事業計画の認定を受けて設備を新增設した事業者 農林漁業関連業種 (5,000) その他の業種(10,000)	—	課税免除	固定資産税 (直接事業の用に供している部分 (土地・建物・構築物))	課税初年度 から 3年度(※2)
鳥取県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行う事業者(3,800) 中小企業者(1,900)	—	(1) 東京23区からの移転の場合：課税免除 (2) 拡充の場合： 税率 0.15%(通常税率の 1/10)	固定資産税 (直接事業の用に供している部分 (土地・建物・構築物・機械装置))	課税初年度 から 3年度(※3)
中小企業等経営強化法に規定する市の導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均 3%以上向上させ、雇用量給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明し、認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5%以上の投資計画に記載された①から④の設備		課税標準額を 1/2 とする (計画内に位置付けた賃上げの方針が3%以上のものである場合は 1/4)	固定資産税 (直接事業の用に供している部分) ① 機械・装置(160 万円以上) ② 測定工具及び検査工具(30 万円以上) ③ 器具備品(30 万円以上) ④ 建物附属設備(60 万円以上) 家屋と一体となって効用を果たすものを除く	課税初年度 から 3年度 (計画内に位置付けた賃上げの方針が3%以上のものである場合は 5年度)
<p>※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、持続的発展計画に記載された対象区域内の対象業種に係る資産で令和 9 年 3 月 31 日までに取得したものに限り。</p> <p>※2 地域未来投資促進法の制度に伴うものであり、法第 24 条に規定する承認地域経済牽引計画に基づき、設備を新增設した事業者に限る。また、鳥取県地域未来促進計画の同意の日(平成 29 年 9 月 29 日)から令和 10 年 3 月 31 日までに取得したものに限り。</p>				

※3 地域再生法の制度に伴うものであり、承認地方活力地域等特定業務施設整備計画に基づき、設備を新增設した事業者に限る。また、計画の認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日までに取得したものに限り。

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
鳥取市企業立地促進補助金	H14.9	製造業	正規雇用者10人純増 投資額10億円以上	市内全域	市内に事業所を有しない大企業による新增設(※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額×10/100</li> <li>・初年度賃借料×50/100</li> <li>・鳥取市に本社を置く企業への発注額(操業後3年間)×5/100(中小企業への発注の場合、補助率10/100)</li> </ul> (※1のみ)(※2)	2億円(ただし、※2は除く)
		道路貨物運送業 倉庫業 梱包業 植物工場	正規雇用者3人純増 投資額3,000万円以上		市内に事業所等を有しない中小企業等による新增設(※1)		
		自然科学研究所 職員教育施設・支援業	正規雇用者10人純増 投資額10億円以上		市内に事業所等を有する大企業による新增設		
		研究開発型事業	常用雇用者3人純増 投資額3,000万円以上		市内に事業所等を有する中小企業等による新增設		
			雇用維持+付加価値額4%/年の増加 投資額3,000万円以上				
		その他市長が認める業種 (「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市ビジョン」における圏域全体の経済成長のけん引に向けた課題解決に資する事業で鳥取市経済観光部が所管する)	投資額1億円以上		市内に事業所を有しない大企業・中小企業等による新增設 市内に事業所等を有する大企業による新增設		
			投資額3,000万円以上		市内に事業所等を有する中小企業等による新增設		

	事業)				
	ソフトウェア業、デザイン業若しくは機械設計業	正規雇用者5人純増 投資額 3,000 万円以上		市内に事業所を有しない中小企業等による新増設・大企業による新増設	
		常用雇用者3人純増 投資額 3,000 万円以上		市内に事業所等を有する中小企業等による新増設	
	情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業又は※コールセンター業	常用雇用者 20 人純増 投資額 3,000 万円以上		新設・増設 ※コールセンター業については、過去に本補助金の指定を受けたことのある企業に限る。	
	農業	常用雇用者1人純増 投資額1億円以上		会社法人が農業を行うための新増設	・投下固定資産額×10/100 (新市域で事業を行う場合、補助率 20/100) ・初年度賃借料×50/100(新市域で事業を行う場合、補助率 100/100)
	主にデータセンター事業の用途に供する施設等を建設し、専らデータセンター事業者に対して賃貸する事業を行う事業者	雇用要件なし 投下固定資産額 10 億円以上		データセンターの新設・増設	投下固定資産額×1/10

		主にデータセンター事業の用途に供する施設等を自らが所有してデータセンター事業を行う事業者	常用雇用者3人 純増 投下固定資産額 10 億円以上				
		データセンター事業の用途に供する施設等を賃借してデータセンター事業を行う事業者	常用雇用者2人 純増 投下固定資産額5億円以上 (ただし、償却資産に限る)			投下固定資産額×1/10 (ただし、償却資産に限る。)	
鳥取市 情報通 信関連 企業立 地促進 補助金	H15.12	自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、インターネット付随サービス業又は研究開発型事業を営む事業者	新規常用雇用者数5人以上	市内全域	情報通信関連企業のオフィスを設置し、又は事業を拡張することにより、雇用を創出する事業	・借室料×1/6	1年間 あたり 500 万 円(最 大5年 間まで)
		情報処理・提供サービス業を営む事業者	新規常用雇用者数 20 人以上				1年間 あたり 1,000 万円 (最大5 年間ま で)
		市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む。)・新設を行う事業者	(1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している			小規模なオフィスを本市内に移転・新設する事業	借室料×1/4

			場合を除く。) (2)交付申請日 時点で雇用者 数が2名以上い ること。				
			(1)指定申請日 時点で本市内 にオフィスを設 置していないこ と(事業計画に ついて市が事前 に内諾している 場合を除く。) (2)交付申請日 時点で雇用者 数が5名以上い ること。		中規模以 上のオフ イスを本市 内に移 転・新設 する事業		1年間 あたり 500万 円(最 大5年 間まで)

〈融資〉

条例名・ 制度名	制定 年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象 事業等	融資額等	限度額
鳥取市 企業立 地促進 資金融 資制度	H18.4	次に掲げるい ずれかの認定 を受けた事業 を実施する企 業 ア 鳥取県 産業未来共創 条例施行要綱 (産業未来共 創事業(成長・ 規模拡大型)) 第17第1項の 規定による事 業認定 イ 鳥取県産	【運転資金】 要件なし  【設備資金】 ＜製造業、道路 貨物運送業＞ ○投資額 20 億 円未満 次のいずれかを 満たすこと。 (1)常用雇用者	市内全域	認定事業 の実施に 必要な人 件費、そ の他操業 に必要な 経費  認定事業 の実施に 必要な土 地、建物 及び償却 資産の取 得に要す る経費	○融資利率(変動金利) 信用保証なし 年1.68パー セント以内 信用保証あり 年1.43パー セント以内 ○融資期間 運転資金 10年(据置2年)  以内 設備資金 15年(据置2年) 以内	1億円          融資対 象経費 又は 10 億円の いずれか 低い額

	業未来共創条 例 施行要綱 (産業未来共 創事業(一般 投資型))第1 6条第1項の 規定による事 業認定 ウ 鳥取県産 業未来共創条 例 施行要綱 (先端的デジ タル活用企業 立地促進事 業)第12条第 1項の規定に よる事業認定	数が3人以上増 加すること。 (2)次に掲げる 要件を全て満た すこと。 ア 常用雇 用者数が事業主都合 により減少して いないこと。 イ 新增設事業 の完了の日を含 む年度の前年度 とその前年度を 比較した付加価 値額等の伸び率 が1年で 100 分 の4以上となるこ と。				
		【設備資金】 ＜製造業、道路 貨物運送業＞ ○投資額 20 億 円以上 常用雇 用者数が 30 人以上増加 すること。				15 億円
		【設備資金】 ＜製造業、道路 貨物運送業＞ ○投資額 70 億 円以上 常用雇 用者数が 50 人以上増加 すること。				30 億円
		【設備資金】 ＜製造業、道路 貨物運送業＞ ○投資額 140 億 円以上 常用雇 用者数が				50 億円

		<p>100人以上増加すること。</p> <p><b>【設備資金】</b>  &lt;製造業、道路貨物運送業以外&gt;  ○投資額 要件なし  次のいずれかを満たすこと。  (1) 常用雇用者数が3人以上増加すること。  (2) 次に掲げる要件を全て満たすこと。  ア 常用雇用者数が事業主都合により減少していないこと。  イ 新增設事業の完了の日を含む年度の前年度とその前年度を比較した付加価値額等の伸び率が1年で100分の4以上となること。</p>				<p>融資対象経費  又は2億円  のいずれか  低い額</p>
		<p><b>【設備資金】</b>  &lt;製造業、道路貨物運送業以外&gt;  ○投資額2.5億円以上  5億円未満  常用雇用者数が10人以上増加すること。</p>				3億円
		<p><b>【設備資金】</b></p>				4億円

		<p>&lt;製造業、道路貨物運送業以外&gt;</p> <p>○投資額5億円以上</p> <p>常用雇用者数が15人以上増加すること。</p>			
		<p><b>【設備資金】</b></p> <p>&lt;製造業、道路貨物運送業以外&gt;</p> <p>○投資額 要件なし</p> <p>次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1)常用雇用者数が3人以上増加すること。</p> <p>(2)次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 常用雇用者数が事業主都合により減少していないこと。</p> <p>イ 新增設事業の完了の日を含む年度の前年度とその前年度を比較した付加価値額等の伸び率が1年で100分の4以上となること。</p>		<p>認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却資産の賃借料（融資対象期間は、事業開始から1年間）</p>	<p>融資対象経費又は3千万円のいずれか低い額</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
※ 製造業 10,000 内、農林水産関連業種 5,000	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、 構築物)	課税初年度から 3年間
<p>※「地域経済牽引事業促進法」に定められた課税免除の規定に該当する企業立地</p> <p><b>【課税免除対象施設】</b></p> <p>(ア)当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)</p> <p>○家屋については、対象となる部分の延べ床面積が対象施設全体(共用部分は除く)の延べ床面積の2分の1以上を占めるもの。</p> <p>○構築物については、対象となる部分の取得価額がその構築物全体の取得価額の2分の1以上を占めるもの。</p> <p>(イ)敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に家屋又は構築物の建設の着手したものに限る。)</p> <p>(ウ)かつ、上記、家屋、構築物、土地の取得価額が1億円(農林漁業及びこれに関連する製造業は5,000万円)を超えるもの。</p> <p><b>【対象施設の適用期間】</b></p> <p>地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による同意の日から起算して5年以内に設置された施設</p> <p>(「鳥取県基本計画」の計画期間である平成29年9月29日(国同意の日)から令和9年度末まで)</p>				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
米子市企業立地 促進補助金交付 要綱	H11.1	<p>■対象業種…製造業及びこれに類する事業、 道路貨物運送業、自然科学研究所、情報処 理・提供サービス業、事務管理業務、職員教 育施設・支援業、コンテンツ関連事業並びに ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業等 の研究開発型事</p> <p>■立地場所…市内の工業団地、工場適地、工 業地域、工業専用地域、その他市長が適当 と認める地域</p>	<p>補助金</p> <p>○投下固定資産額</p> <p>(1)投下固定資産額×5% (新規進出、本社機能移転による加算あり)</p> <p>(2)初年度リース料×50%</p> <p>※上限額 1億円。新規進出、本社機能移 転、土地取得が伴う場合は上限2億円</p>

		<p>■要件</p> <p>(1)雇用 中小企業:1人以上 大企業:3人又は5人以上</p> <p>(2)投資額 中小企業:3,000万円以上 大企業:1億円以上</p>	
米子市情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助金	H26.4	<p>■対象業種…情報処理・提供サービス業、コールセンター業務、事務管理業務、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又はインターネット附随サービス業に属する事業</p> <p>■立地場所…市内全域</p> <p>■要件</p> <p>&lt;企業立地事業補助金&gt;</p> <p>(1)雇用:20人以上(短時間労働者を含む)</p> <p>(2)投資額:3,000万円以上</p> <p>&lt;情報通信関連雇用事業補助金&gt;</p> <p>(1)雇用:5以上(短時間労働者を含む)</p>	<p>補助金</p> <p>&lt;企業立地事業補助金&gt;</p> <p>(1)投下固定資産額×15%</p> <p>(2)初年度リース料×50%</p> <p>※上限額 1億円。誘致企業であつて、かつ、新規事業所を建設する場合は2億円。</p> <p>&lt;情報通信関連雇用事業補助金&gt;</p> <p>(1)事業所の借室料×1/6 (5年間)</p> <p>※上限額 1,000万円/年。</p>
米子市企業立地促進融資制度	H17.4	<p>■対象業種</p> <p>①製造業、電気業、ガス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業</p> <p>②ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、研究開発型企業</p> <p>■立地場所…工業団地、工場適地、工業地域、工業専用地域など</p> <p>■要件</p> <p>・新增設の場合 新規雇用者 10人以上(②の業種は5人以上)</p> <p>・移転する場合 投資額1億円以上(②の業種は除く)</p> <p>■対象経費</p> <p>土地、建物、償却資産の取得費(②の業種は、施設、設備の賃借料も対象)、運転資金、人件費及びその他操業に必要な経費</p>	<p>融資</p> <p>○限度額</p> <p>設備資金 最高 50億円(②のソフトウェア業等の業種は、4億円)</p> <p>運転資金の場合は1億円</p> <p>※対象施設の取得額、雇用増の要件によって限度額を設定</p> <p>○利率(H28.4.1現在)</p> <p>年 1.68%(保証付年 1.43%)以内(変動金利)</p> <p>※保証付の場合は、別途 0.45~1.45%の保証料が必要</p> <p>○期間</p> <p>設備資金 15年(据置期間2年)以内 運転資金 10年(据置期間2年)以内 その他は、金融機関の定めによる。</p>

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業等 10,000 (農林漁業関連業 5,000)	—	課税免除	固定資産税	課税初年度から3年度(※)
※地域未来投資促進法の制度に伴うものであり、鳥取県知事から計画の承認を受けた事業者に限る。				
3,800 (中小企業 1,900)	10 (中小企業 5)	不均一課税	固定資産税	課税初年度から3年度(※)
※地域再生法の制度に伴うものであり、鳥取県知事から計画の承認を受けた事業者に限る。				
中小企業 機械装置 160 工具・器具備品 30 建物附属設備 60 (平成 30 年度から令和2年度導入分)	—	課税免除	固定資産税	課税初年度から3年度(※)
※生産性向上特別措置法の制度に伴うものであり、倉吉市長から計画の承認を受けた事業者に限る。				

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容	
倉吉市企業立地促進事業助成規則	H26.2	①製造業、その他市長が地域経済の活性化に寄与すると認める事業 ア 投資額が 10 億円を超え、かつ増加常時雇用労働者数が 10 人以上 イ 投資額が1億円を超え、かつ増加常時雇用労働者数が5人以上 ウ 投資額が 5,000 万円を超え、かつ増加常時雇用労働者数が3人以上 エ 投資額が 3,000 万円を超え、かつ増加常時雇用労働者数が3人以上(常用雇用労働者数 30 人未満の企業に限る)	ア 投下固定資産額×3% 限度額 3,000 万円 イ 投下固定資産額×3% 限度額 1,500 万円 ウ・エ 投下固定資産額×3% 限度額 300 万円	【特認事項】 本市地域経済の発展に寄与し、①本社機能移転、②国内回帰、③成長戦略分野、④新分野展開、⑤製造等拠点集約、⑥著しい雇用増の、いずれかに該当すると市長が認める場合は、投下固定資産額の2%を限度に加算することができる。加算後の補助金の限度額は1億円とする。

		<p>②自然科学研究所、ソフトウェア業、機械設計業、デザイン業、研究開発型企业</p> <p>ア 投資額が3,000万円を超え、かつ増加常時雇用労働者数が10人以上</p> <p>イ 投資額が3,000万円を超え、かつ増加常時雇用労働者数が5人以上</p> <p>③情報処理・提供サービス業</p> <p>ア 投資額が3,000万円を超え、かつ増加常時雇用労働者数が20人(パートタイム含む)以上</p>	<p>ア 投下固定資産額×3% 限度額 3,000万円</p> <p>イ 投下固定資産額×3% 限度額 1,500万円</p> <p>ア 投下固定資産額×3% 限度額 600万円</p>	
		○市長が適当と認める土地において埋蔵文化財調査を実施した場合	○調査費×3% 限度額 300万円	
倉吉市企業立地促進資金融資制度	S62.7	<p>○地方公共団体等が造成した工業団地、工場適地、農工地区、都市法の工業・工専地域、その他市長があらかじめ選定した土地</p> <p>○次の業種を営むこと 製造業、ソフトウェア業、機械設計業、デザイン業、自然科学研究所、道路貨物運送業等</p> <p>○新增設の場合、製造業等は新規雇用が10人以上(県内中小企業は3人以上)、ソフトウェア業等は新規雇用5人以上</p> <p>○移転の場合、投資額が1億円以上</p> <p>○融資実行日から3年以内に操業を開始すること</p> <p>○市税を滞納していないもの</p>	<p>○融資対象経費 ・地方税法第341条に規定する土地、建物及び償却資産の取得に要する経費 ・事業の用に供した日から1年間の地方税法第341条に規定する土地、建物及び償却資産に係る賃借料</p> <p>○限度額 設備資金 最高50億円 運転資金 最高1億円</p> <p>※対象施設の取得額、雇用増の要件によって限度額を設定</p> <p>○利率 保証なし 年1.68%以内(変動) 保証あり 年1.43%以内(変動) ⇒ 信用保証料 年0.45~1.45%</p> <p>○融資期間 ・設備資金 15年(据置2年)以内 ・運転資金 10年(据置2年)以内</p>	

31204

鳥取県

境港市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ア> 10,000	新規雇用者 (市内在住者)7 ※純増人数	課税免除	固定資産税	5年間 限度額1年度に つき1億円
<イ> 5,000	新規雇用者 (市内在住者)4 ※純増人数	課税免除	固定資産税	4年間 限度額1年度に つき1億円
<ウ> 3,000	新規雇用者 (市内在住者)2 ※純増人数	課税免除	固定資産税	3年間 限度額1年度に つき1億円

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
境港市企業立地促進補助金	S61.4	境港竹内工業団地で工場等を営む企業のうち、次の各要件を満たすもの ○境港竹内工業団地の用地を取得又は賃借し操業したもの ○新規常用雇用者山陰両県3人以上 うち市内1人以上 ○環境の保全に適切な措置が講じられていること	補助金 ○補助率 操業開始時における投下固定資産に対する固定資産税相当額を3か年に分割して交付 (初年度 40/100、2年度・3年度各 30/100)
境港市工場立地促進補助金	H3.4	次の要件を満たす工場(製造業等)を営む企業 ○新規常用雇用者山陰両県3人以上 うち市内1人以上 ○環境の保全に適切な措置が講じられていること	補助金 ○補助率 操業開始時における投下固定資産に対する固定資産税相当額を3か年に分割して交付 (初年度 40/100、2年度・3年度各 30/100)
境港市夕日ヶ丘地区小売業立地促進補助金	H26.10	夕日ヶ丘地区で小売業(店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 超)を営み、かつ、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく届出を行う企業のうち、次の各要件を満たすもの ○境港夕日ヶ丘地区の用地を取得又は賃	補助金 ○補助率 操業開始時における投下固定資産に対する固定資産税相当額を3か年に分割して交付 (初年度 40/100、2年度・3年度各

		借し操業したもの ○新規常用雇用者山陰両県3人以上 うち市内1人以上 ○周辺住民の生活環境の保全に適切な措置が講じられていること	30/100)
境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	H20.10	<ア> 投下固定資産総額 1億円以上 新規雇用者(市内在住者) 7人以上 ※純増人数	企業立地支援補助金 ○投下固定資産総額の 5/100 ○限度額1億円 ※固定資産税の課税免除との併用不可 雇用促進奨励金 ○市内在住の新規雇用者1人につき 100万円 ○限度額1億円
		<イ> 投下固定資産総額 5千万円以上 新規雇用者(市内在住者) 4人以上 ※純増人数	雇用促進奨励金 ○市内在住の新規雇用者1人につき 50万円 ○限度額1億円
		<ウ> 投下固定資産総額 3千万円以上 新規雇用者(市内在住者) 2人以上 ※純増人数	雇用促進奨励金 ○市内在住の新規雇用者1人につき 30万円 ○限度額1億円
境港市産業未来共創資金(大型投資)制度	H18.4	○次に掲げるいずれかの認定を受けた事業を実施する企業であること (1)鳥取県産業未来共創条例施行要綱(成長・規模拡大型)第17条第1項の規定による事業認定 (2)鳥取県産業未来共創条例施行要綱(一般投資型)第16条第1項の規定による事業認定 (3)鳥取県産業未来共創条例施行要綱(先端的デジタル活用企業立地事業)第12条第1項の規定による事業認定 ○市税及び県税を滞納していないもの	○融資対象経費 ・設備資金(認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却資産の取得に必要な経費) ・運転資金(認定事業の実施に必要な人件費、その他操業に必要な経費) ○限度額 設備資金 最高50億円 運転資金 最高1億円 ※必要経費額、業種、雇用増の要件によって限度額が変わってきます。 ○利率(変動金利) 信用保証なし 年1.68%以内 信用保証あり 年1.43%以内 ○保証料率

			0.45～1.45% ○融資期間 設備資金 15年(据置2年)以内 運転資金 10年(据置2年)以内
--	--	--	---

31302

鳥取県

岩美町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(資本金に応じて、500、1,000、2,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩美町企業立地促進補助金	H26.10	≪町外企業≫ ○設備投資額 3,000 万円以上 ○増加した常用雇用者 1名以上 (町内在住者)  ≪町内企業≫ ○設備投資額 1,000 万円以上 ○増加した常用雇用者 1名以上 (町内在住者)	≪町外企業≫ ○投資額に対する補助 ・投下固定資産額×5% ・初年度賃借料×25% ・限度額 最大 1,000 万円 ○増加した常用雇用者数に対する補助 ・正規雇用者数×50 万円 ・非正規雇用者数×25 万円 ・限度額 500 万円  ≪町内企業≫ ○投資額に対する補助 ・投下固定資産額×10% ・初年度賃借料×25% ・限度額 最大 1,000 万円 ○増加した常用雇用者数に対する補助 ・正規雇用者数×50 万円 ・非正規雇用者数×25 万円 ・限度額 500 万円

31325

鳥取県

若桜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等(資本金に応じて 500、1,000、2,000)	—	課税免除	固定資産税 (直接事業の用に供している部分。 土地・家屋・機械装置)	課税初年度から 3年度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
若桜町企業立地促進補助金交付要綱	H25.6	≪町外事業者≫ ○設備投資額 3,000 万円以上 ○新規常用雇用者 2名以上(町内在住者)  ≪町内事業者≫ ○設備投資額 1,000 万円以上 ○新規常用雇用者 2名以上(町内在住者)	≪町外事業者≫ ・投下固定資産額×3% 限度額 300 万円 ・正規雇用者×30 万円 非正規雇用者×10 万円 限度額 300 万円  ≪町内事業者≫ ・投下固定資産額×10% 限度額 100 万円 ・正規雇用者×30 万円 非正規雇用者×10 万円 限度額 300 万円

31328

鳥取県

智頭町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000	1	課税免除	固定資産税	3年間

31329

鳥取県

八頭町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八頭町企業立地促進条例	H19.12	次の要件を満たすもの ①投下固定資産額が 500 万円を超え、かつ新規常用雇用者数(空き公共施設等への立地の場合は、2名以上の新規常用雇用者を含む新規短時間労働者の合計)が3人以上9人以下 ②投下固定資産額が 500 万円を超え、かつ新規常用雇用者数(空き公共施設等への立地の場合は、2名以上の新規常用雇用者を含む新規短時間労働者の合計)が 10 人以上 ③①又は②を満たし、かつ投下固定資産額が1億円を超えるもの	奨励金 ○投下固定資産等に係る額 (1)対象者要件①の場合 100 万円 (2)対象者要件②の場合 新規常用雇用者数が 10 人目から1人につき 10 万円を乗じて得た額に 100 万円を加算した額とし、限度額は 200 万円とする (3)対象者要件③の場合 (1)又は(2)の額に加えて、投下固定資産額に 100 分の2を乗じて得た額を上限に、予算の範囲内で加算する。 ○固定資産税に係る額 投下固定資産に係る固定資産税相当額×1/2 の額 ○年度ごとに交付し、3年を限度とする

31364

鳥取県

三朝町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三朝町工場設置奨励条例	S45.12	○町内に工場を新設又は増設する企業 で次のいずれかに該当する工場 ①投資額 500 万円以上 ②常時使用する従業員数 10 人以上 ※増設の場合は、増設の部分に対し適用	奨励金 固定資産に対して、新たに賦課された固定資産税(3か年を限度)
三朝町企業立地促進補助金	R6.4.2	○町内の経済活性化のために町内で事業を実施する者 ○投下固定資産額が 3,000 万円を超える事業者	○補助額 最大 1,000 万円(下記①②③の合計) ①投下固定資産額(固定資産取得費用)の 10% ※投下固定資産額:工場等の新設・増設又は移設のために取得した土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用の合計額 ②初年度、賃貸料の 25% ③人材確保費用の 25%(45 万円上限) ※人材確保費用:常用雇用従業員が合わせて3人以上増加する場合の人材確保のために要した経費(求人広告や求人催事出店経費等)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湯梨浜町企業立地 事業補助金交付要 綱	R5.11	<p>製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供 サービス業、インターネット付随サービス 業、自然科学研究所、デザイン業、機械 設計業、職員教育施設・支援業、本町 の経済の活性化に寄与するものとして町 長が認める業種</p> <p>1.投資額 3,000 万円以上(固定資産への投資 額及び 5 年間分の賃借料の計)</p> <p>2.雇用(次のいずれかを満たすこと)</p> <p>(1)雇用者数増 3 人以上純増(雇用保険の一般被保 険者、週の所定労働時間が 30 時間 以上、県内在住者)</p> <p>(2)付加価値増 雇用維持+付加価値額の伸び率が 年 4%以上 ※付加価値＝営業利益+人件費+減 価償却費</p>	<p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産取得費用の補助 補助率 10%(工場等の新設、事業規模 拡大を目的とした増設または移設事業の ため、土地・家屋・償却資産の取得に要 する費用)</li> <li>・初年度リース・賃借料の補助 補助率 25%(契約期間 5 年以上のもの)</li> <li>・少額資産取得費用の補助 補助率 10%(20 万円未満の資産)</li> <li>・人材確保費用の補助 補助率 25%(1 人あたり 15 万円・合計 45 万円が上限)</li> </ul> <p>○補助上限額 5,000 万円</p>
湯梨浜町企業立地 促進条例	H25.4	<p>○施設を新設し、次のいずれかの要件 を満たすこと</p> <p>ア (1)事業所の新設のための投資額が 3,000 万円以上 (2)新規常用雇用者数が 10 名以上</p> <p>イ (1)事業所の新設のための投資額が 3,000 万円以上</p>	<p>奨励金</p> <p>○固定資産税額の範囲内(3カ年)で 1 年度 の上限額 1,000 万円</p> <p>ア 新たに賦課された固定資産税の額以内</p> <p>イ 新たに賦課された固定資産税の額に 3 分の 2 の割合を乗じて得た額以内</p>

		<p>(2)新規常用雇用者数が4名以上9名以下</p> <p>ウ</p> <p>・事業所の新設のための投資額が 3,000万円以上</p> <p>エ</p> <p>(1)指定の申請の日以前から本町に住所を有する方</p> <p>(2)事業所の新設のための投資額が 1,000万円以上</p> <p>(3)新規常用雇用者数が1名以上</p> <p>オ</p> <p>(1)指定の申請の日以前から本町に住所を有する方</p> <p>(2)事業所の新設のための投資額が 1,000万円以上</p>	<p>ウ 新たに賦課された固定資産税の額に2分の1の割合を乗じて得た額以内</p> <p>エ 新たに賦課された固定資産税の額以内</p> <p>オ 新たに賦課された固定資産税の額に2分の1の割合を乗じて得た額以内</p>
--	--	---	--

31371

鳥取県

琴浦町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000	3	課税免除	固定資産税	3年間
(1)本町経済の健全な発展と町民生活の福祉向上に寄与すると、町長が認めたもの。 (2)本町商工会等公共的団体に加入している又は加入すること。 ※従業員とは、工場等を新設又は増設した後に雇い入れられた次に掲げる要件にいずれも該当するものとする。 ア 雇用期間の定めのない者 イ 雇用保険の被保険者である者 ウ 1週間の所要労働時間が30時間以上である者				

31372

鳥取県

北栄町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業の承認を受けた者 10,000	—	課税免除	固定資産税	課税初年度から3年度 (※2)
上記のうち農業の場合 5,000	—	課税免除	固定資産税	課税初年度から3年度 (※2)

地域未来法の制度に伴うものであり、法第 14 条に基づく承認地域経済牽引事業計画を提出し、企業立地を行う事業者に限る。  
また、鳥取県地域未来投資促進基本計画の同意の日から5年以内に取得したものに限り

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北栄町企業立地及び雇用促進条例	R2.1	次の要件を満たすもの ○投下固定資産額 300 万円以上 ○環境保全について適切な措置が講じられるものであること ○賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等を備え付け、町の要請により提出する事業主であること	奨励金 新規常用雇用者数1人当たり30万円(限度額 600 万円)+投下固定資産に係る固定資産税相当額(3カ年を限度)

31384

鳥取県

日吉津村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは構築物の敷地となる土地		課税免除	固定資産税	3年間
中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた先端設備等導入計画により導入された機械器具等		課税免除	固定資産税	3年間 or 4年間 or 5年間

31386

鳥取県

大山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、情報サービス業等、農林 水産物等販売業、旅館業（資本 金に応じて、500、1,000、2,000）	—	課税免除	固定資産税	3年度間

31389

鳥取県

南部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
「南部町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例」第2条に基づく家屋若しくは構築物又は敷地である土地	課税免除	固定資産税	3年間
中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた先端設備	課税標準の軽減	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南部町工場設置奨励条例	H16.10	工場の新築又は増設部分について ○設備資金 1,000 万円以上 ○常時雇用する従業員数 30 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 (3年間)

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
伯耆町 (一部)	過疎地域に立地する製造業、 情報サービス業等、農林水産 物等販売業、旅館業（資本金 に応じて、500、1,000、2,000）	—	課税免除	固定資産税 (直接製造の 用に供してい る部分 (土地・建物・ 機械装置))	課税初年度か ら3年度(※1)
※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、持続的発展計画に記載された対象区域内の対象業種に係る資産で令和6年3月31日までに取得したものに限り。					

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件		内 容
伯耆町	伯耆町 企業等 立地促 進条例	H19.4	○製造業、情報処 理・提供サービス業、 ソフトウェア業、デザイ ン・機械設計業、情報 通信技術利用業、自 然科学研究所その他 産業の高度化に寄与 する業種及び書籍小 売業、衣服小売業	○町内に新設又は増設した企 業	企業等立地奨励金 ○固定資産税相当額の1/2の 金額を3年間交付
				○操業時に住民の新規常時雇 用が1人以上(又は一定の要 件を満たす事業者)	
				○土地を除く投資額が1,000万 円超	
				○町内の土地を取得又は賃借 して新設又は増設した企業	雇用促進奨励金 ○50万円/人
				○操業開始後3年目に6月以 上勤務する住民の新規常時雇 用が2人以上(増設は1人以 上)	
				○工業団地に土地を賃貸した 企業	土地減額貸付
				○契約後2年以内に操業	○土地を除く投資額が3億円 以上
				○事業用借地権を設定	・5年間無料、6年目から分譲 価格の1.5%(年額)
				○賃貸期間10年以上20年以 内	○土地を除く投資額が1億円 以上
				○保証金(分譲価格×3%)が 必要	・分譲価格の2.5%(年額)

				○土地を除く投資額が 2,000万円以上 ・分譲価格の3.5%(年額)
伯耆町 企業誘致埋蔵文化財発掘調査費補助金交付要綱	H20.4.1	<p><b>【対象者】</b>新設又は増設に係る土地について、埋蔵文化財発掘調査が必要となった事業者</p> <p><b>【条件】</b></p> <p>○投下固定資産額3億円以上</p> <p>○補助金交付年度の翌年度から起算して3年度以内に整備を完了(事業者が製造業以外の企業等又は県内に既に事業所を有する企業等にあつては、新設又は増設に係る土地を購入する場合には購入に要する額を、当該土地を賃借する場合には賃借契約期間内に支払う賃借料の総額を投下固定資産に加算した額が3億円以上であること。)</p>	埋蔵文化財発掘調査に要した費用を補助(投下固定資産額の3%相当額と2,000万円のいずれか低い額を上限とする)	

31401

鳥取県

日南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「日南町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例」第2条に基づく家屋若しくは構築物又は敷地である土地		課税免除	固定資産税	3年間
1、投資額 5,000	3	課税免除又は補助金	固定資産税 (補助金の場合は同税相当額)	3年間
2、投資額 2,000	2			
工場用住宅の新設		課税免除又は補助金	固定資産税 (補助金の場合は同税相当額)	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日南町企業立地奨励条例	H1.6	<p>○町内において、製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、研究開発型事業又は産業の振興が図られると町長が認める工場又は事業所の新設又は増設等企業規模の拡大を図る者(適用基準業種等)</p> <p>1、製造業 投下資本額 5,000 万円以上、</p> <p>2、自然科学研究所・ソフトウェア業・デザイン業・機械設計業・研究開発型事業 投下資本額 2,000 万円以上</p>	<p>○工場等の土地を取得 取得した土地の価格の 50%以内(上限 2,000 万円) (土地取得後3年以内に操業)</p> <p>○工場等の用地を賃貸 賃貸料の 50%以内、上限 20 万円以内・5年間</p> <p>○施設等の貸与 設備投資額 1,000 万円以上、常時雇用3人以上</p> <p>①町有に係る工場建物及び土地を、期間と使用料を定めて貸与する</p> <p>②貸与期間 20 年以内とし更新することができる</p> <p>③使用料 土地原価、建物償却費などを考慮して定める</p> <p>便宜供与</p> <p>①公共水道 町水道よりの供給</p> <p>②道路 工場用地までの進入道路新設</p> <p>③下排水路 用地交渉等の協力</p> <p>④情報通信設備 情報通信設備の整備</p>

<p>日南町チャレンジ企業支援補助金</p>	<p>H17.7</p>	<p>○日南町内で起業、新製品の開発、異業種参入等をおこなう事業者を支援し、地域産業の活性化を図ることを目的とする者          次の①、②の要件をみたす者          ①、補助事業完了年度から事業等を3年以上継続          ②、①の事業継続期間中に1名以上の新規常用雇用又は補助金額以上の売上げが見込まれること。</p>	<p>○対象となる経費          調査研究費・製品の販売拡大にかかる経費・建物の建築及び改修費・構築物の設置及び改修費・機械及び装置の購入費・工具、器具及び備品の購入費(一品取得額 20 万円以上)          ○起業・事業承継          対象経費の1/2以内、上限 200 万円・下限 10 万円)          ○新製品開発          対象経費の1/2以内、上限 100 万円・下限 10 万円)          ○異業種参入          対象経費の1/2以内、上限 50 万円・下限 10 万円)</p>
------------------------	--------------	---	--

31402

鳥取県

日野町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日野町工場設置奨励条例	S37.1	○投下固定資本額 設備資金額 500 万円以上 ○雇用従業者数 50 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 (3年間)
日野町創業等支援事業補助金	H27.9	○日野町内で補助事業実施年度の3月31日までに起業を予定する者(起業支援) ○日野町内で異業種事業に参入する、町内において既に事業を営んでいる者(異業種参入)	○対象経費 調査研究費・製品の販売拡大に係る経費・建物の建築及び改修費・構築物の設置及び改修費・機械及び装置の購入費・工具、器具及び備品の購入費 ○補助率 対象経費の1/2以下 ○補助金の額 上限50万円、千円単位(端数切捨て)

31403

鳥取県

江府町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

	制定年月	対象者の要件	内 容
江府町工場設置奨励条例	H15.3	当該工場が江府町における産業の開発振興に寄与すると町長が認めたもの (1)当該工場の投資額 500 万円超、かつ、常時雇用従業員数5人超 (2)当該工場を拡大するための投資額 500 万円超	奨励金 ○当該工場(拡充の場合はその増加分)に対してその年度に賦課された固定資産税相当額を限度とし、毎年町長が定める ○交付時期 最初に固定資産税が賦課された年度から3年間 ただし、事業の性質又は経営状態若しくは町の財政事情によりその期間を短縮することができる
江府町チャレンジ支援事業補助金	h29.4.3	対象経費には研究調査費、販売拡大経費、新製品・特産品の開発費、建物・構築物の建築・改修費、機械・装置、工具・備品購入費を含む	補助上限は 30 万円(創業支援は 50 万円) 補助率は小規模事業者が対象経費の 3 分の 2 以内、中規模事業者は 2 分の 1 以内